

障害福祉サービス事業者等集団指導 Q & A 集

< Q 1 > 【受給者証記載事項について】

複数の事業者がサービスを提供している場合、各事業所が5週計算の時間数で契約をすると支給時間数を超えてしまう場合の適切な取扱いについて教えて欲しい。

< A 1 > 受給者証への記載については、「受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。」と定められており、契約支給量の総量を超えての契約をすることはできません。必要に応じて、関係事業所と調整をする等、契約支給量の総量を超えないようにしてください。

なお、契約支給量を超えてサービスをする必要がある場合は、関係事業所と調整のうえ、1月の支給量を超えない範囲でサービスを提供していただくことは可能です。

< Q 2 > 【移動支援事業費の請求方法について】

移動支援30分の内訳時間が、早朝15分・日中15分と同じ時間の場合は、時間帯が早い早朝の移動支援（加算対象）とみなして良いか。

< A 2 >

お見込みのとおりです。